

球磨郡公立多良木病院企業団封筒広告取扱要領

令和7年9月3日告示第20号

球磨郡公立多良木病院企業団封筒広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、球磨郡公立多良木病院企業団(以下「企業団」という。)が作成し使用する封筒(以下「封筒」という。)への有料広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告基準)

第2条 企業団広告掲載事業において掲載する広告は、社会的に信頼度が高く、公序良俗や福祉の理念に沿い、中立性のあるものとし、次の各号に相当する広告は掲載しないものとする。

(1) 同条の規定を鑑みて適当でないもの

- ア 公序良俗に反するおそれのあるもの
- イ 選挙、政党・政治団体等、政治活動に関連する広告
- ウ 個人、団体等の意見広告及び名刺広告
- エ 広告主の代表者等の写真を含む広告
- オ 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告
- カ 国内世論が大きく分かれているもの
- キ 他をひぼう、中傷又は排除するもの
- ク 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- ケ 非科学的迷信に類するもので、住民を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- コ 広告掲載媒体の紙面、画面構成、主要使用目的等を著しく損なうおそれがあると認められるもの

(2) 青少年保護、取引の安全の観点から、以下の業種及び業者については、広告掲載を規制する。

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に定める風俗営業、風俗関連営業及び熊本県少年保護育成条例(昭和 46 年熊本県条例第 30 号)で規制される営業行為等
- イ 風俗営業類似の業種
- ウ 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)に規定する貸金業(消費者金融)
- エ ギャンブル
- オ 商品先物取引
- カ 各種法令に違反しているもの
- キ 規制対象外の業種であっても、社会問題を起こしている業種や業者

(3) 法令等に違反するもの

- ア 不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年法律第 134 号)第 4 条に規定する表示に該当すると認められるもの
- イ 薬事法(昭和 35 年法律第 145 号)第 66 条各項に規定する表示に該当すると認められる広告

ウ 名誉毀損、信用毀損、プライバシーの侵害又は業務妨害のおそれのあるものや差別を助長するもの

エ 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 6 条の 5 又は第 6 条の 7 の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

オ 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 98 条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

カ その他関係する法令等に抵触するものは掲載できない。

(4) 社会的及び消費者保護の観点から適切でないもの

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 項に定める暴力団、その他反社会的団体及び特殊結社団体などその構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する広告

イ 性差別又は性別による固定的な役割分担又は暴力的行為を助長する表現及び著しく性的感情を刺激する表現である広告

ウ マルチ商法、睡眠商法等悪質商法とみなされるもの

エ 将来の利益を誇示したり、元本保証と認識させるような投資信託等の経済行為に関する広告

オ 投機をあおったり、内容が虚偽、誇大など、過度の宣伝によるもの

カ エステティックサロン、美顔、痩身、脱毛、植毛、美容整形など、医療法等上の診療科目以外の施術等の広告

(5) その他

ア 皇室関係の写真又は紋章を使用した広告

イ 氏名又は肖像など本人に無断で使用したもの、明らかに模倣又は盗作などとみなされる表現のもの

ウ 過去 5 年間に公的機関又は行政機関から、悪質な行為などにより指名停止、許可取り消しなどの行政指導を受け、その後当該行政指導の内容について改善が見られない企業の広告

エ あたかも球磨郡公立多良木病院企業団が推奨しているような表現のもの
(広告の掲載位置等)

第3条 封筒広告は、封筒の裏面に掲載し、掲載枠数、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規格とする。

(1) 角形 2 号及び類似規格封筒 4 枠

(2) 長形 3 号及び類似規格封筒 4 枠

(広告の規格)

第4条 封筒広告の 1 枠あたりの規格は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規格とする。

(1) 角形 2 号及び類似規格封筒 縦 120 ミリメートル×横 100 ミリメートル

(2) 長形 3 号及び類似規格封筒 縦 40 ミリメートル×横 80 ミリメートル

2 封筒広告の印刷色は、単色とする。

(広告の掲載期間)

第5条 封筒広告の掲載期間は、該当する事業の募集当該年度に発注した封筒の在庫がなくなるまでとする。

(広告の募集)

第6条 封筒広告の募集は、企業団のホームページ、広報誌又はその他の方法で行うものとする。

(広告の募集)

第7条 封筒広告の募集は、企業団のホームページ、広報誌又はその他の方法で行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、企業長は封筒広告の募集に際し、広告主になりうる者に対し、封筒広告を募集する旨の案内をすることができる。

(広告掲載の申し込み)

第8条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、企業団広告掲載申込書(様式第1号)を企業長が定める期間までに提出することにより、掲載を申し込みものとする。

2 企業長は、前項の規定による掲載の申し込みがあった場合で必要と認めるときは、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。

3 企業長は、募集する広告枠数に申込者が満たない場合は、複数の掲載を希望する者に対し、広告枠の追加(以下「追加枠」という。)を認めることができる。

(広告掲載の決定)

第9条 企業長は前条の規定による申し込みがあったときは、広告掲載の承諾の可否を決定し、申込者に対し、その決定の内容を企業団広告掲載審査結果通知書(様式第2号)により通知しなければならない。

2 広告の申し込みを適当とする申し込みが第3条に規定する枠数を超えたときは、次に定める各号の順に広告掲載を決定するものとする。

(1) 関係4ヶ町村にのみ事業所等を有するものに係る広告

(2) 関係4ヶ町村に事業所等を有するものに係る広告

(3) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びこれらに類するものに係る広告

(4) 前各号に規定する以外の広告

3 前項の規定によっても第3条に規定する枠数を超える場合は、抽選により決定するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 前条の規定により広告掲載の承諾を受けた者(以下「広告主」という。)は、当該広告原稿(電磁的記録及びそれを印刷したもの)を企業長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

(広告掲載料)

第11条 広告掲載に係る料金(以下「広告掲載料」という。)は、封筒作成経費等を勘案し、別に定める。

2 追加枠の広告掲載料は、前項に定める額の半額とする。

3 広告主は、企業長が指定する日までに一括して広告掲載料を納付しなければならない。
(広告掲載の取消し)

第12条 企業長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに前条に規定する広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに第10条に規定する広告原稿の提出がないとき。
- (3) 広告主から広告掲載取りやめの申し出があったとき。ただし、広告掲載決定から封筒制作以前に間に限る。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、広告の掲載の決定を取り消す必要があると認められるとき。

2 企業長は前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、企業団広告掲載取消通知書(様式第3号)により広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第13条 既納の広告掲載料は、返還しないものとする。ただし、前条第1項第3号の規定により広告掲載の決定を取り消したとき(その事由が広告主の責めによらないときに限る)は、この限りではない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は企業長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

球磨郡公立多良木病院企業団
企業長 様

住所又は所在地
氏 名
電話番号

球磨郡公立多良木病院企業団封筒広告申込書

次のとおり、球磨郡公立多良木病院企業団封筒への掲載を申し込みます。

業 種	
事業内容	
広告の内容	
備 考	

【留意事項】

- 1 封筒広告の一枠あたりの規格は、球磨郡公立多良木病院企業団封筒広告取扱要領第 4 条に定めたとおりとする。
- 2 封筒広告の掲載期間は、該当する事業の募集当該年度に発注した封筒の在庫がなくなるまでとする。
- 3 「氏名」への記載は、法人その他の団体にあっては名称及び代表者氏名を記入する。
- 4 「事業内容」の欄への記載は、当該団体の概要を記載した資料を添付することをもって代えることができる。
- 5 「広告の内容」への記載は、掲載する広告原稿（電磁的記録及びそれを印刷したもの）を添付することによって代えることができる。

様式第2号

発 簡 番 号
年 月 日

(申込者)

様

球磨郡公立多良木病院企業団
企業長

球磨郡公立多良木病院企業団封筒広告掲載審査結果通知書

年 月 日付けで提出がありました球磨郡公立多良木病院企業団封筒広告掲載の申し込みについて、審査結果を下記のとおり通知します。

審査結果

☐掲載します。

☐掲載できません。

(掲載できない理由)

掲載をお受けする場合の内容

掲載期間	年 月 日から広告掲載封筒の在庫がなくなるまで
広告掲載料	円
備 考	・掲載に関しては、球磨郡公立多良木病院企業団封筒広告取扱要領を遵守してください。 ・広告内容その他詳細については、該当事業担当者と協議してください。

様式第3号

発 簡 番 号
年 月 日

(申込者)

様

球磨郡公立多良木病院企業団
企業長

球磨郡公立多良木病院企業団封筒広告掲載取消通知書

年 月 日付け（発簡番号）で掲載承諾の通知をした球磨郡公立多良木病院企業団封筒への広告掲載については、下記の理由で掲載の取り消しを決定しましたので、通知します。

球磨郡公立多良木病院企業団封筒広告取扱要領第12条第1項第 号の規定による